

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	一般	実施計画 事務事業		重要事務 事業	○
----------	----	--------------	--	------------	---

事務事業概要	総合計画項目	コード	3312	評価区分	所管部課名	課内通番	全通番	
	政策	3.共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕		☒ 評価事業 ☐ 評価外事業	福祉部子ども福祉課	No.	No.	
	施策(大)	3. 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります					1	
	施策(中)	1. 子ども・子育て支援		予算科目 03民生費 02児童福祉費 01児童福祉総務費	細目名	ファミリーサポートセンター事業		
	施策(小)	2. 育児支援対策の充実		事業開始年度	事業終了年度	補助単独の区分	事業費(前3年間)	
	事業名	ファミリーサポートセンター事業	H22	継続事業	補助	総額	6,139	
					補助率(補助の場合)	市費	4,838	
					1/2	千円		
	根拠法令	(政策)笠間市ファミリーサポートセンター事業実施要綱		関連計画(関係課)	かさまっ子プロジェクト(支所福祉課, 健康増進課, 市民活動課)			
	事業の内容				事業区分	共催者・関係団体		
	目的(施策目標)	子育て支援体制の充実			☐ 直営 ☒ 委託(含指定管理) ☐ 補助	NPOすだち		
	対象	仕事等により子どもを保育できない養育者			事業の背景・環境			
手段(インプット)	協力会員が利用会員に対して有償で行う在宅型子育て支援			仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進し、地域における子育てを通じて児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助したい人(提供会員)とにより会員組織をつくり、地域の人々が子育て家庭を支援する。保育所・幼稚園・学校の送迎や託児等を行う。				
事業目標(アウトプット)	会員数 100人 利用件数							

投入コスト（インプット）

	平成20年度決算額			平成21年度決算額			平成22年度決算額		
事業費(直接経費) ①	千円			千円			2,604 千円		
内 訳 (主な経費を記入)	費	円		費	円		委託 費	2,603,910 円	
	費	円		費	円		費	円	
	費	円		費	円		費	円	
人件費 ②	0 千円			0 千円			3,535 千円		
職員割合(7,500千円/人)	人	0 円		人	0 円		0.47 人	3,525,000 円	
職員時間外分	時間	0 円		時間	0 円		4 時間	9,600 円	
臨時嘱託(6,200円/日)	人 日	0 円		人 日	0 円		人 日	0 円	
非常勤職員(4,500円/日)	人 日	0 円		人 日	0 円		人 日	0 円	
他課の協力分	人 日	0 円		人 日	0 円		人 日	0 円	
総事業費 ③(①+②)	0 千円			0 千円			6,139 千円		
特定財源 ④	0 千円			0 千円			1,301 千円		
国庫支出金	円			円			1,301,000 円		
県支出金	円			円			円		
その他の収入	円			円			円		
特定財源の根拠	次世代育成支援対策ソフト交付金1/2								
市財源事業費 ③-④	0 千円			0 千円			4,838 千円		

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	小学校等での事業説明	回			24回
	提供会員講習会の開催	回			14回
	小学校等での事業説明	回			255,791円/回
	提供会員講習会の開催	回			438,500円/回
コスト指標	コスト指標の補足説明				

成果（アウトカム）	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	会員数	人			107人
	利用件数	件			71件
	指標では表わせない成果				
施策（上位目標）への影響	仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進した。				
比較参考値（他団体等）	県内44市町村のうち、実施中19団体、実施予定4団体、実施予定なし21団体				
一次評価	区 分	評 価	評価理由の説明（※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。）		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	子育て支援の施策の一つとして、市民同士が活用する制度は今後増加すると思われる。		
	有効性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	個人対個人の信頼関係から子育て支援が行われたため、継続性が高い事業である。		
	効率性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	互助的なサービス提供のシステムであり、人的な資産の活用にもつながっている。		
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 上記の影響を回避・軽減するための方法	平日、休日の別なく行なう会員相互の在宅型子育て支援のため、子育て家庭においては影響は大である。 行政又は民間において、休日においても保育を受けられるサービスの構築が必要である。		
	評価を向上させるための改善点 （評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。）				
	改善により予想される効果				
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☒ 現行どおり継続 ☐ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	互助的な市民による子育て支援のサービス提供システムであり、今後も推進すべき事業である。			
意見	庁議意見				

事業名	ファミリーサポートセンター事業	担当課	子ども福祉課
-----	-----------------	-----	--------

1 事業の目的

核家族化や地域の相互扶助機能の低下に伴い、子育て家族の負担感が増大するなか、市民が仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進する。

(本事業の背景)

勤務形態の多様化や勤務時間の長時間化等により、保育所等従来の保育サービスだけでは必ずしも十分でなく、保育所が終了してから親が帰宅するまでの時間、子どもを安全に預かり、必要に応じ食事を提供する等の支援が求められてきたこと。また、地域で孤立しがちな親に対して、情報の提供や子育ての悩みの相談を受けたりするなど支援についてもニーズが増大している。

※事業実施状況（県内44市町村） 実施中19団体、実施予定4団体、実施予定なし21団体。

2 事業の内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行い、臨時的・突発的な一時預かり等に対応する。

- (1) 提供会員や利用会員の募集・登録・調整
提供会員・利用会員・両方会員の募集や登録、マッチングを行い質のよいサービスを行う。
- (2) 提供会員の確保及び研修
有資格者等の提供会員を確保し、必要な研修を実施する。
- (3) 会員間の交流会の開催
提供会員・利用会員・両方会員の交流会を開催し、会員間の交流を図る。
- (4) 関係機関との連携体制の構築
事業の円滑な実施や今後の展開のため、医療機関等の関係機関と連携を図る。
- (5) 広報
会員の拡大及び協力体制の構築のため、地域住民、事業所等に周知する。

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
ファミリーサポートセンター	2, 6 0 3, 9 1 0	プロポーザル方式により,
事業委託料		平成22年度から24年度ま
		で「NPOすだち」に委託。
合 計	2, 6 0 3, 9 1 0	

4 事業の結果

- 事業内容の周知と会員登録を行った。
 - ①市広報誌（市報・お知らせ版）、市ホームページでの周知。
 - ②幼稚園、保育所、公民館など公共施設へのちらし配置。
 - ③各小学校での児童クラブ説明会や子ども福祉課関係会議等を利用しての説明（24回）。
 - ④市内事業所への説明とポスター配布。（医療機関、スーパー、美容室など。）
 - ⑤各駅でのポスター掲出。（友部駅、笠間駅、岩間駅）
 - ⑥交流会・子育て講座の開催。（交流会年5回48人参加、子育て講座年7回21人参加）
 - ⑦提供会員登録講習会の実施。（年14回120人参加）

会員登録数：提供会員21名、利用会員82名、両方会員4名 計107名（H23.3.31現在）

- 活動件数 71件 （利用料金は、事業終了後に利用会員から提供会員に700円／時間で）

内訳：保育施設等の終了時間後の預かり	36件
会員の仕事及び育児の両立のために必要な援助	21件
保育施設等の休日及び臨時的な預かり	11件
冠婚葬祭や他の児童の学校行事の際の預かり	3件

5 今後の課題・方向性

- 提供会員の増（会員比率：提供会員約20％、利用会員約80％）
提供会員と利用会員との相互援助活動であることから、スムーズな運営のためにも、今後は提供会員の増に取組む。
- ファミリーサポートセンター事業における「病児・緊急対応強化事業」（病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等）の実施検討
 - ① 実施についてのアンケート調査
 - ② 実施時の実施体制の整備
 - ・会員への講習の実施、医療機関との連携体制の整備、依頼受付体制について

6 その他

道路運送法における登録又は許可の適用除外について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課より、平成22年9月16日付事務連絡があり、ファミリーサポート事業における児童の送迎については、保護者に代わって子どもの世話を行う継続的な一連のサービスの一部に過ぎず、移動は従属的な要素に過ぎないことから、一般的に有償の運送には該当しないものであり、道路運送法の適用除外となる。

病児・緊急対応強化事業における「病児」、「病後児」について

「病児」＝当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童。

「病後児」＝病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な児童。

7 関係法令

平成17年度から、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画の着実な推進を図るため、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）が創設され、その対象事業とされ、「笠間市ファミリーサポートセンター事業実施要綱」（平成22年笠間市告示第204号）を策定し、事業を実施している。

2010 年度 笠間市ファミリーサポート事業

笠間市ファミリーサポート事業は、子育てを地域で手助けする会員制の相互援助活動です。

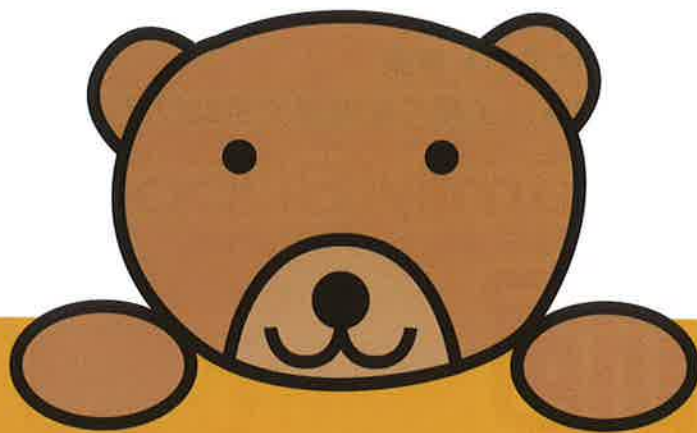
Kasama Family Support Center

笠間市

ファミリーサポートセンター

会員募集!!





笠間市ファミリーサポートセンターを利用するには？

★笠間市ファミリーサポートセンターを利用するには、まず会員登録していただきます。

①提供会員：子育ての援助をしたい 20 歳以上で笠間市または隣接市町に住所がある方、笠間市に通勤先がある方で、当センターが実施する援助活動に関する講習会を受講した方。

◆登録講習会予定

5月	6月	7月	8月	9月	10月
13日(木) 友部 20日(木) 笠間	11日(金) 岩間 24日(木) 友部	2日(金) 笠間 16日(金) 岩間	25日(水) 友部	8日(水) 笠間	21日(木) 岩間
11月	12月	1月	2月	3月	
18日(木) 友部	9日(木) 笠間	27日(木) 岩間	16日(水) 友部	4日(金) 笠間	

会 場：友部は友部公民館、笠間は笠間公民館、岩間は岩間公民館

時 間：9：00～12：00 ごろ 開始 5 分前までに会場にお越しください。約 2 時間半の講習です。
途中入場は開始から 30 分経過後はできませんのでご注意ください。

持ち物：顔写真 2 枚 (3×2.5cm スナップ写真)、印鑑、筆記用具

②利用会員：笠間市在住で子育ての援助を受けたい方。(妊産婦・2ヶ月から概ね12歳までの児童)

★笠間市ファミリーサポートセンターでは、こんな援助をしています。

利用料金：1 時間 700 円

援助内容：①産前産後の妊産婦の援助

②保育園、幼稚園、小学校及び児童クラブの開催時間までの預かり

③保育施設等の援助活動を行う場所までの児童送迎

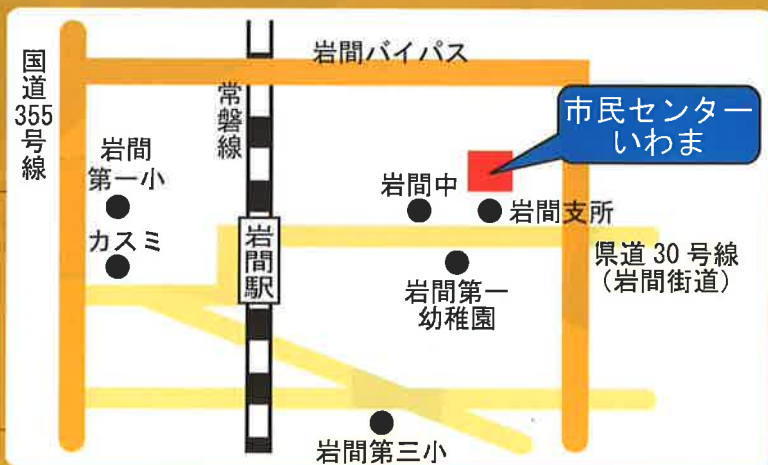
④保育施設等の終了時間後、児童を預かる事

⑤臨時的保育

⑥冠婚葬祭や学校行事の際の預かり

⑦買い物等の外出の際の預かり

⑧その他の仕事や育児の両立のために必要な援助活動



〒319-0294

茨城県笠間市下郷5140番地

市民センターいわま 1F

TEL&FAX

0299-45-5170

笠間市ファミリーサポート事業は、子育てを地域で手助けする会員制の相互援助活動です。

子育て応援宣言

働くお父さん、お母さんを応援します！

こんなときどうしようと思ったら・・・今すぐ私達にお電話ください。

急な
冠婚葬祭

外出の際の
預かり

保育施設等
までの児童送迎

保育施設等の開始、
終了時間までの
預かり

産前産後
の援助

臨時的保育

会員の仕事と育児の両立のために必要な援助活動を行います!!

※ 利用料金 1時間 ￥700円

お問い合わせ先

笠間市ファミリーサポートセンター

〒319-0294 笠間市下郷 5140 番地 市民センターいわま 1F

Tel&Fax : 0299-45-5170

MEMO

[illegible]

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	介護	実施計画 事務事業	重要事務 事業	
----------	----	--------------	------------	--

事務事業概要	総合計画項目		コード	3223	評価区分		所管部課名		課内通番		全通番		
	政策	3.共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕			☒ 評価事業 ☐ 評価外事業		福祉部 高齢福祉課		No.		No.		
	施策(大)	2. 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります			予算科目	地域支援事業費		細目名	認知症高齢者見守り事業				
	施策(中)	2. 高齢者福祉				包括的支援事業・任意事業費							
						任意事業費							
	施策(小)	3. 地域で支えあう体制の充実			事業開始年度		事業終了年度		補助単独の区分		事業費(前3年間)		
	事業名	徘徊高齢者家族介護サービス事業			平成14年度		継続事業		補助		総額		1,066
									補助率(補助の場合)		市費		1,066
									3/5		千円		
	根拠法令	(政策)笠間市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱				関連計画(関係課)	高齢者福祉計画・介護保険事業計画						
事業の内容							事業区分		共催者・関係団体				
目的(施策目標)	徘徊高齢者の安全確保及び介護者の不安解消					☐ 直営 ☒ 委託(含指定管理) ☐ 補助		セコム株式会社					
対象	おおむね65歳以上の徘徊する恐れのある高齢者 【認知者数:1,509名(介護保険認定者、自立度Ⅱ以上)】					事業の背景・環境							
手段(インプット)	発信機を携帯することにより、緊急時に位置の探査を行う					徘徊する習慣のある、在宅の認知症の高齢者を介護している家族等に、位置検索専用無線発信機を貸与することにより、徘徊その他の緊急時に位置情報を探査し、迅速かつ適切な対応を図り、介護者等の不安を解消する。							
事業目標(アウトプット)	貸与者数												

	平成20年度決算額			平成21年度決算額			平成22年度決算額		
事業費(直接経費) ①	千円			8 千円			8 千円		
内 訳 (主な経費を記入)	費	円		委託料	費	7,350 円	委託料	費	7,350 円
	費	円			費	円		費	円
	費	円			費	円		費	円
人件費 ②	0 千円			300 千円			750 千円		
職員割合(7,500千円/人)	人	0 円		0.04 人	300,000 円		0.10 人	750,000 円	
職員時間外分	時間	0 円		時間	0 円		時間	0 円	
臨時嘱託(6,200円/日)	人	日	0 円	人	日	0 円	人	日	0 円
非常勤職員(4,500円/日)	人	日	0 円	人	日	0 円	人	日	0 円
他課の協力分	人	日	0 円	人	日	0 円	人	日	0 円
総事業費 ③(①+②)	0 千円			308 千円			758 千円		
特定財源 ④	0 千円			0 千円			0 千円		
国庫支出金	円			円			円		
県支出金	円			円			円		
その他の収入	円			円			円		
特定財源の根拠									
市財源事業費 ③-④	0 千円			308 千円			758 千円		

活動指標 (アウトプット)	活動指標	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
		利用者数	人		1	1
	コスト指標	利用者数	人		308,000円／人	758,000円／人
		コスト指標の補足説明				

成果（アウトカム）	成果指標名		単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数		人		1	1
	指標では表わせない成果		委託先のセコム(株)によれば、家族から行方不明時の捜索依頼は毎年あるため、徘徊する習慣のある高齢者を介護する家族の安心感及び救命措置に資することができている。			
施策(上位目標)への影響		認知症の高齢者を地域で見守り、介護する家族を支えていく体制を作るとともに、地域では対応できない部分を補うためのサービスを提供する。				
比較参考値(他団体等)		H21・水戸市9人、日立市16人、土浦市5人、ひたちなか市7人、古河市2人、下妻市1人				
一次評価	区 分	評 価		評価理由の説明(※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。)		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	位置検索専用無線発信機を貸与することにより、位置情報を探査し、迅速かつ適切な対応が図られることから、必要性はあると思われる。			
	有効性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	徘徊する習慣のある高齢者を介護する家族の安心感が生まれ有効である。			
	効率性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	現在、利用者は少ないがPR等により普及に努める。			
その他	事業を廃止した場合の影響		影響の内容とその程度	福祉サービスの低下となる。		
			上記の影響を回避・軽減するための方法	警備会社等への紹介		
	評価を向上させるための改善点 (評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。)		市報によりPRし、普及に努める。			
	改善により予想される効果		徘徊高齢者の捜索願が減少する。			
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了				
	評価理由	今後、益々高齢化が進み対象者も増加すると考えられるので、PRに努め継続すべきである。				
意見	庁議意見					

事業名	徘徊高齢者家族介護サービス事業
-----	-----------------

担当課	高齢福祉課
-----	-------

1 事業の目的

高齢化の進行が急速に進む中で、寝たきりや認知症等の要介護者は年々増加しております。なかでも認知症で体が元気な方は、散歩や買物に出かけて帰り道が分からなくなり、家族から捜索願が出されたり、防災無線等により呼びかけが行われることがあります。このように、徘徊する習慣のある在宅の認知症の高齢者を介護している家族等に対し、緊急時に迅速かつ適正な対応を図り介護者等の不安を解消し生活の安全を確保することを目的に事業を実施しています。

2 事業の内容

認知症により、徘徊する恐れのある高齢者を介護する家族に対して、位置検索専用無線発信機を貸与し、発信機を利用者の洋服や持ち物に取り付け、パソコンや携帯電話・家庭電話により位置情報を探査し、現在地を特定することができるサービスであり、家族の安心・安全に寄与することから有効な事業である。

合併以前（平成14年）から単独事業として実施、合併時に介護保険事業の地域支援事業により行うこととして、現在にいたります。

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
徘徊探知機加入料金等	7, 3 5 0	新規加入者1件
合 計	7, 3 5 0	

4 事業の結果

現在の所利用者はいないが、認知症の高齢者を介護する家族にとって、在宅で介護をするためには必要なサービスであり、介護が長期間にわたると介護者の身体的・精神的負担により介護が困難になり、施設等に入所するケースが多いため、比較利用期間は短いサービスとなっています。

5 今後の課題・方向性

現在、年に数件の相談を受け、利用する方は1～2名の方であるが、今後高齢化が進む中ではますます必要とされる事業だと思われます。

現在の発信機は大きさ、重さともサイズが大きいため、高齢者の洋服やベルト・持ち物等に取り付けても邪魔になり、取り外してしまうケースがあるため、業者に対し機器の改良を求め、対象者が利用しやすいサービスの提供に努めます。また、市の広報誌への掲載や民生委員等に対し事業のPRに努めながら、利用促進を図りたいと考えています。

6 その他

県内においては、25の市町村において同様のサービスを行っています。

事業の内容についても、対象者・サービス内容・利用者の負担額等、ほぼ同じような基準により行っています。

7 関係法令

笠間市徘徊高齢者家族支援サービス実施要綱

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	国保	実施計画 事務事業	○	重要事務 事業	
----------	----	--------------	---	------------	--

事務事業概要

総合計画項目		コード	3121		評価区分		所管部課名		課内通番		全通番		
政策		3.共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕			☒ 評価事業 ☐ 評価外事業		保健衛生部 保険年金課		No.		No.		
施策(大)		1. 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます			予算科目	款 8保健事業費		細目名	特定健康診査等事業費				
施策(中)		2. 社会保障				項 1特定健康診査等事業費							
						目 1特定健康診査等事業費							
施策(小)		1. 国民健康保険の安定運営			事業開始年度		事業終了年度		補助単独の区分		事業費(前3年間)		
事業名		特定健康診査等事業			平成20年度		継続事業		補助		総額 85,126		
									補助率(補助の場合)		市費 57,898		
									国・県 1/3		千円		
根拠法令		(法定)高齢者の医療の確保に関する法律			関連計画(関係課)		笠間市特定健康診査等実施計画						
事業の内容								事業区分		共催者・関係団体			
目的(施策目標)		日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます。			☐ 直営 ☒ 委託(含指定管理) ☐ 補助		財団法人茨城県総合健診協会		事業の背景・環境				
対象		40歳～74歳の国保加入者											
手段(インプット)		40歳～74歳の国保加入者の特定健康診査及び特定保健指導を行なう。											
事業目標(アウトプット)		受診率及び実施率			国保加入者の健康管理及び生活習慣病を予防することによる医療費支出の抑制効果。								

投入コスト(インプット)	事業費(直接経費) ①	平成20年度決算額 千円	平成21年度決算額 34,385 千円	平成22年度決算額 42,697 千円
	内 訳 (主な経費を記入)	費 円 費 円 費 円	需要 費 199,966 円 役務 費 2,540,090 円 委託 費 31,644,832 円	需要 費 235,938 円 役務 費 2,771,206 円 委託 費 39,689,933 円
	人件費 ②	0 千円	4,114 千円	3,930 千円
	職員割合(7,500千円/人)	人 0 円	0.50 人 3,750,000 円	0.50 人 3,750,000 円
	職員時間外分	時間 0 円	時間 364,226 円	時間 179,550 円
	臨時嘱託(6,200円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	非常勤職員(4,500円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	他課の協力分	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
	総事業費 ③(①+②)	0 千円	38,499 千円	46,627 千円
	特定財源 ④	0 千円	9,982 千円	17,246 千円
	国庫支出金	円	4,991,000 円	8,623,000 円
	県支出金	円	4,991,000 円	8,623,000 円
	その他の収入	円	円	円
	特定財源の根拠	国庫支出金, 県支出金 事業費×1/2		
	市財源事業費 ③-④	0 千円	28,517 千円	29,381 千円

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
	受診者数	人		5,849	6,648
	(内人間, 脳ドック468人)				
	受診者数	人		6,335円/人	6,908円/人
	(内人間, 脳ドック468人)				
	コスト指標				
	コスト指標の補足説明				

成果 (アウトカム)	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	特定健康診査受診率	%	33.4	33.3	37.7
	特定保健指導実施率	%	22.4	26.6	23.6
	療養給付費	円	4,641,786,112	4,856,651,234	5,321,742,259
	指標では表わせない成果				
	施策(上位目標)への影響		特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上は、自己の健康維持、増加傾向にある医療費の抑制に繋がる。		
	比較参考値(他団体等)		特定健康診査受診率、県平均 H20年度 30.7%、H21年度 31.7% 特定保健指導実施率、県平均 H20年度 17.8%、H21年度 20.0%		
一次評価	区分	評価	評価理由の説明(※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。)		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	国保被保険者にメタボリックシンドロームなど生活習慣病を予防するための健康診査、保健指導は、必要と考える。		
	有効性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	国保被保険者の特定健診はバランスの取れた食生活、適当な運動習慣を身につけ、健康を維持するためのものであるので有効である。		
	効率性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	各保健センターとの連携により受診効率を図っている。		
その他	事業を廃止した場合の影響		影響の内容とその程度 ・平成25年度より、特定健診受診率や特定保健指導実施率の目標値に達成できない場合、後期高齢者医療支援金について加算されてしまう。 ・健康維持の重要な方法のひとつが無くなり、生活習慣病の患者が増加し、医療費支出の増加に繋がる。		
	上記の影響を回避・軽減するための方法		措置なし。		
	評価を向上させるための改善点 (評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。)				
	改善により予想される効果		受診率向上により、生活習慣病の予防、医療費支出の抑制効果。		
総合評価 (担当部長)	今後の方向性	☒ 現行どおり継続 ☐ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了			
	評価理由	平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施が各保険者に義務付けられた制度であるが、課題は、実施計画にある目標値へ向けていかに受診率を向上させるかであり、今後も今まで以上に関係機関との連携、対象者への周知徹底等を図り受診率向上に努めていく必要がある。 現在笠間市では、市民一人ひとりが自ら健康づくりを実践することにより、すべての市民が生涯を通じて健康に暮らせる地域づくりを進めることなどを目的とした、笠間市の重要施策のひとつである「笠間市健康づくり計画」を策定中であり、本事業はその目的達成に重要な役割を担うものである。			
意見	庁議意見				

事業名	特定健康診査等事業
-----	-----------

担当課	保険年金課
-----	-------

1 事業の目的

生活習慣病対策として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査や特定保健指導を受けることで、対象者が自らの体の変化に気づき、生活習慣を振り返り、健康的な行動変容の方向性を導き出せるように支援することで受診者自身の健康管理はもちろん、増加傾向にある医療費抑制につなげるものである。

2 事業の内容

国は、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」（高齢者医療確保法）に基づき、糖尿病など生活習慣病の予備軍の増加に歯止めをかけるため、40歳以上74歳以下の方を対象に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導の実施を保険者へ義務付けた。受診した特定健康診査の結果により、基準以上に該当するリスク等に応じて、生活習慣に関する情報の提供やメタボ解消のためのアドバイス等の支援を受けることができ、このような保健指導を受けることで内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を改善することができる。

笠間市では「高齢者医療確保法」により平成20年3月に「笠間市特定健康診査等実施計画」を策定し、平成22年度の特定健康診査受診率の目標数値を50%、特定保健指導実施率の目標数値を30%に設定し、事業を実施している。年度中に40歳以上74歳以下の笠間市国民健康保険の被保険者に対し、特定健康診査の受診券を送付している。健診の実施期間は5月下旬から12月上旬であり、会場は各保健センターや一部の公民館等を利用して実施している。

健診の結果、リスクに基づき階層化した対象者に通知を出し、各保健センターにおいて、保健師による個別面接・保健指導、管理栄養士による集団でのグループ支援にて、対象者の生活習慣改善を図るため対象者とともに生活・運動・食事等の具体的行動目標・計画を作成し、6ヵ月後に評価を行っている。

実施状況等については、毎年2回開催している笠間市国民健康保険運営協議会の中で報告をし、事業内容の検証を行っている。

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

歳入

内 容（特定健診）	金 額（円）	備 考
国庫支出金	8,623,000	特定健康診査等負担金
県支出金	8,623,000	特定健康診査等負担金

歳出

内 容（特定健診）	金 額（円）	備 考
需要費	235,938	消耗品費
役務費	2,771,206	通信運搬費、システム手数料
委託費	39,689,933	電算業務・特定健康診査委託料
合 計	42,697,077	

4 事業の結果

特定健康診査受診状況	H 2 0	H 2 1	H 2 2
特定健診対象者数 (人)	1 7, 5 2 5	1 7, 5 5 8	1 7, 6 1 5
特定健診実施者数 (人)	5, 8 5 2	5, 8 4 9	6, 6 4 8
(再掲) ドック受診者 (人)	4 3 1	4 2 1	4 6 8
受診率 (%)	3 3. 4	3 3. 3	3 7. 7
全国平均受診率 (%)	3 0. 9	3 1. 4	未 定
県平均受診率 (%)	3 0. 7	3 1. 7	未 定

特定健康診査の実施状況をみると、平成20年度・平成21年度と全国・県平均受診率を上回ったが目標値は達成できなかった。平成22年度実績において、特定健康診査対象者は17,615人、受診者は6,648人であり、受診率は37.7%であった。10月に未受診者に対して再通知を実施し、前年度より受診率で4.4%の伸びであった。

特定保健指導実施状況	H 2 0	H 2 1	H 2 2
特定保健指導対象者数 (人)	9 9 1	1, 0 0 2	1, 0 3 6
特定保健指導実施者数 (人)	2 2 2	2 6 7	2 4 4
実施率 (%)	2 2. 4	2 6. 6	2 3. 6
全国平均実施率 (%)	1 4. 1	2 1. 5	未 定
県平均実施率 (%)	1 7. 8	2 0. 0	未 定

特定保健指導等の実施率をみると、平成20年度・平成21年度は目標値を達成することができた。結果通知等の案内文のみでは、参加者が少なかったため、再度、電話や家庭訪問等により、保健指導の目的を説明し、個別勧奨をしたことも効果があったと考える。しかし、平成22年度の実施人数及び実施率が伸びずに低下した。

5 今後の課題・方向性

特定健康診査について、平成22年度の受診率の実績は37.7%で前年度より4.4%伸びたが、実施計画の目標値50%にはまだまだ達成できていない状況である。今後の課題は目標値へ向けての受診率向上であり、広報による周知徹底や未受診者に対して再通知の実施、関係機関との連携などを実施していく必要がある。

特定保健指導の今後の課題として、実施率の低下が挙げられる。新規保健指導対象者への実施率を向上させ、重症化の予防を図るとともに、改善率向上のため前年度特定保健指導を受けた者（以下リピーターと略す）への継続指導を実施していく。

6 その他

特定保健指導計画より、特記する。

(1) 特定保健指導実施率の向上にむけて

- ① 特定保健指導の目的を理解するための通知文を作成し、健診時に配布することで各個人にあった健診事後フォローの周知を図る。
- ② 特定保健指導対象者へ特定保健指導の目的を理解し、参加しやすい通知文を送付することで指導勧奨を図る。

※ 対象者の経年的な変化を評価していくことで、効果的なアプローチの方法や指導内容の検討を行う。

(2) リピーターに向けてのアプローチ

対象者は肥満傾向にあり、生活習慣を改善してもメタボリックシンドロームの基準を超えている者も多く、継続的に、特定保健指導の対象者となりうることも考えられる。

リピーターに対応できる体験型の教室（栄養・運動）の企画をし、効果ある指導内容の充実に努め、健康的な生活習慣の定着化を図る。

7 関係法令

「高齢者の医療の確保に関する法律」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」

特定健康診査・特定保健指導をお受けになる方へ

～平成20年4月から健診の制度が変わりました～

特定健康診査・特定保健指導とは？

特定健康診査・特定保健指導とは、メタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するものです。

（詳細は「平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導が始まりました！」をご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/pdf/info02_66.pdf）

特定健康診査・特定保健指導を受けるメリットは？

- ご自身の健康状態を確認できます。
- 健診の結果により、現在の健康状態にあった生活習慣等に関する情報の提供や改善のためのアドバイス等の支援が受けられます。
- 糖尿病や心臓病・脳卒中等を予防し、いつまでも健やかな生活を送ることにつながります。

特定健康診査・特定保健指導を受けていただくには？

サラリーマン ご本人	職場での健康診断を受けていただくことで、特定健診を受けたこととなります。この健診の結果により、ご加入の医療保険の保険者 から必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。
サラリーマンの 扶養家族となっ ている配偶者等	ご加入の医療保険の保険者が契約（委託）する医療機関等（実施機関）で受けることができます。健診の結果により、サラリーマンご本人と同じく、必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。
国民健康保険の方	ほぼ従来の住民健診と同じ方法で受けることができます。健診の結果により、必要な方には特定保健指導のご案内が届きます。

保険者：健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことを「保険者」といいます。（ 国民健康保険、全国健康保険協会（旧政管健保）、
▲ ▲ 健康保険組合、○○ 共済組合、 国保組合など）

MEMO

[illegible]

平成 23 年度笠間市事務事業評価調書

【平成 22 年度実施事業】

会計 区分	公共下水	実施計画 事務事業		重要事務 事業
----------	------	--------------	--	------------

事務事業概要	総合計画項目	コード	4152	評価区分	所管部課名		課内通番	全通番
	政策	4.自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕		☒ 評価事業 ☐ 評価外事業	上下水道部 下水道課		No.	No. 4
	施策(大)	1.だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます						
	施策(中)	5.生活排水		予算科目	1下水道費	細目名	1下水道総務事業	
			1下水道総務費					
	施策(小)	2.公共下水道事業の推進		事業開始年度	事業終了年度	補助単独の区分	事業費(前3年間)	
	事業名	下水道料金・受益者負担金未納者対策		平成7年度	継続事業	単独	総額	7,900
					補助率(補助の場合)	市費	7,900	
							千円	
	根拠法令	(法定)下水道法, 都市計画法, 地方自治法			関連計画(関係課)			
事業の内容					事業区分	共催者・関係団体		
目的(施策目標)	徴収率の向上			☒ 直営 ☐ 委託(含指定管理) ☐ 補助	事業の背景・環境			
対象	使用料:井戸水利用100人 受益者負担金:380人							
手段(インプット)	・強化月間による一斉滞納整理			景気の低迷の長期化により予想される滞納増加に対し、効果的・効率的な対策を行う。 滞納の長期化・高額化に対する取り組みを行う。				
事業目標(アウトプット)	使用料徴収率・現年度98.2%・過年度30.4% 受益者負担金徴収率・現年度92.9%・過年度14.0%							

	平成20年度決算額	平成21年度決算額	平成22年度決算額
事業費(直接経費) ①	千円	千円	千円
内 訳 (主な経費を記入)	費 円	費 円	費 円
	費 円	費 円	費 円
	費 円	費 円	費 円
人件費 ②	0 千円	5,275 千円	2,625 千円
職員割合(7,500千円/人)	人 0 円	0.60 人 4,500,000 円	0.35 人 2,625,000 円
職員時間外分	時間 0 円	時間 0 円	時間 0 円
臨時嘱託(6,200円/日)	人 日 0 円	1 人 125 日 775,000 円	人 日 0 円
非常勤職員(4,500円/日)	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
他課の協力分	人 日 0 円	人 日 0 円	人 日 0 円
総事業費 ③(①+②)	0 千円	5,275 千円	2,625 千円
特定財源 ④	0 千円	0 千円	0 千円
国庫支出金	円	円	円
県支出金	円	円	円
その他の収入	円	円	円
特定財源の根拠			
市財源事業費 ③-④	0 千円	5,275 千円	2,625 千円

活動指標(アウトプット)	活動指標名	単位	平成20年度実績値	平成21年度実績値	平成22年度実績値
活動指標	催告書発送	件		812	758
	強化月間一斉滞納整理	件		1,793	497
コスト指標	催告書発送	件		6,496円/件	3,463円/件
	強化月間一斉滞納整理	件		2,941円/件	5,281円/件
	コスト指標の補足説明				

成果（アウトカム）	成果指標	成果指標名	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		徴収率(使用料過年度分) (現年度分)	%		21.4 97.2	20.8 97.1
		徴収率(受益者負担金過年度分) (現年度分)	%		11.4 93.0	11.1 89.9
	指標では表わせない成果		負担の公平性の確保及び公共下水道事業の健全経営			
	施策(上位目標)への影響		自然と共生する環境の維持保全や生活環境向上に影響を与える恐れがある。			
比較参考値(他団体等)		現年度分 過年度分 茨城町 使用料 98.5% 65.4% 負担金 94.3% 27.7% 現年度分 過年度分 水戸市 使用料 96.7% 36.2% 負担金 89.1% 11.7% 現年度分 過年度分 ひたちなか市 使用料 98.5% 39.6% 負担金 95.4% 26.4%				
一次評価	区 分	評 価		評価理由の説明(※客観的かつ具体的な理由を必ず記載してください。)		
	必要性	☒ 非常に高い ☐ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	公共下水道区域内に掛かる受益者負担金は、公共下水道の受益を受けない地区と、受益を受ける地区とを公平公正に扱うために、受益を受ける地区に対して整備費の一部として応分の負担をしていただいている。 また、使用料についても、汚水」を処理するために多額の経費が必要となり、この経費を排出した汚水の量に応じて負担していただくため必要である。			
	有効性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	公共下水道事業経営健全化のために不可欠であり、滞納の長期化や高額化に対応するために有効である。			
	効率性	☐ 非常に高い ☒ ある程度認められる ☐ どちらとも言えない ☐ あまり高くない ☐ 非常に低い	徴収業務に対する考え方を共有化するため、及び、普段出会えない未納者に対して広範囲に短期間ではあるが、期間を定め実施し、反応のあった滞納者をフォローし、未納者を減らしている。			
その他	事業を廃止した場合の影響	影響の内容とその程度 上記の影響を回避・軽減するための方法	将来の企業会計移行を目指す上で支障が生じる。 嘱託徴収員の確保			
	評価を向上させるための改善点 (評価がすべて「非常に高い」でない場合に、記載してください。)	徴収に至るまでの事務事業が多岐にわたるために、訪問徴収等の時間の確保が難しい状況にあるが、嘱託徴収員により改善される。				
	改善により予想される効果	徴収率の向上や滞納額の減少及び滞納額の高額化の防止				
総合評価（担当部長）	今後の方向性	☐ 現行どおり継続 ☒ 改善し、継続 ☐ 休止又は縮小 ☐ 民間に移管 ☐ 廃止 ☐ 事業完了				
	評価理由	昨今の不景気のあおりを受け、失業や収入の減収により、滞納する者が増えているなか、厳正に対処し、公平公正の確保に努力が認められる。 しかし、使用料では、水道料金と一緒に徴収したり、井戸水利用者のために納付書を発送したりと納付方法が多岐にわたり、その事務処理に追われて、未納対策が十分に取れていないように見受けられる。 今後も未納者が増える状況にあり、徴収率の向上に向け嘱託徴収員を雇うなど取り組みの強化、改善を図る必要があると思われる。				
意見	庁議意見					

事業名	下水道料金・受益者負担金未納者対策
-----	-------------------

担当課	下水道課
-----	------

1 事業の目的

- 都市計画法等の規定による応分の負担を公平公正に取り扱うため、効率的かつ定期的に滞納整理をしながら未納者を減らし、徴収率向上を目指すことを目的とする。

2 事業の内容

- 受益者負担金・下水道使用料未納者対策事業徴収率アップ計画として毎年実施している。
 - 平成22年度については、平成22年11月17日（水）から11月26日（金）までの10日間（週休日は日曜日に実施、祝日は休み）業務グループの職員を中心に、他のグループの協力を得て5班編成で平日は夜間訪問、日曜日は昼間だけの滞納整理を実施した。
 - 手順としては、新規滞納者を優先的に歩き、次に時効が近いものを訪問し、納付誓約書による時効中断を図った。
- 1年間を通して職員5人により滞納整理を実施した。
 - ・収納額 3,039,450円
 - ・訪問件数 281件
 - ・催告書 758通

3 事業の決算状況

○平成22年度決算状況

内 容	金 額 (円)	備 考
収納額	298,900	徴収率アップ計画期間
〃	3,039,450	通常分
合 計	3,338,350	

4 事業の結果

- ・ 平成22年度 受益者負担金・下水道使用料未納者対策事業徴収率アップ計画の結果
 - ・ 訪問件数 216件
 - ・ 収納額計 298,900円
 - ・ 誓約額計 611,300円
 - ・ 約束額計 1,315,300円
- ・ 1年間を通して職員5人により滞納整理を実施した。
 - ・ 収納額 3,039,450円
 - ・ 訪問件数 281件
 - ・ 催告書 758通

5 今後の課題・方向性

長引く景気低迷の影響から、今後ますます滞納者が増え続け、滞納の累積化・長期化という、滞納の処理困難化が進行している状況にある。

滞納額の増大に伴い事務量が増加し、日々仕事に追われ、個別訪問等の滞納整理に向かう時間を確保することが益々難しくなると思われる。

このような状況の常態化が進めば、期限内納付への意識が薄れ、滞納者はもとより、期限内に納付している納付者に対しても納付者のモラルハザードに悪影響を及ぼし、最終的には滞納残高の増加を招くことが考えられることから、徴収率の向上に向け、嘱託徴収員の継続的雇用などによる人員を確保し、個別訪問等の継続的な取り組みの強化を図る必要がある。

6 その他

7 関係法令

- ・ 下水道法
- ・ 都市計画法
- ・ 地方自治法